

熊本県獣医師確保修学資金貸与事業実施要領

第1 趣旨

熊本県獣医師確保修学資金貸与事業補助金を活用し、公益社団法人熊本県畜産協会（以下、「畜産協会」という。）が行う、獣医系大学に在籍する学生に対する修学資金の貸与事業に関し、具体的な事業実施方法等について定める。

第2 事業実施の根拠

本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下、「規則」という。）及び熊本県獣医師確保修学資金貸与事業補助金交付要項（平成28年3月31日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、畜産協会とする。

第4 事業の内容

1 修学資金の貸与

畜産協会は、熊本県職員獣医師及び県内に勤務する産業動物獣医師等を確保するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定されている大学において獣医学を専攻する学生（以下「獣医修学生」という。）で修学資金の貸与に関する契約を締結した者（以下「借用者」という。）に対し、修学資金を貸与するものとする。

2 就業情報の提供等

畜産協会は、1の事業の円滑な実施を図るため、獣医修学生、獣医系大学等関係者等に対する事業の連絡調整及び指導並びに就業した借用者に対する就業状況の調査を行うものとする。

第5 事業の実施方法

1 借用者の対象者

事業の対象者は、次のとおりとする。

対象事業	対象者
①熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業（国庫活用事業）	次のア、イ、ウ、エをすべて満たす者 ア 国の獣医師養成確保修学資金貸与事業（平成23年4月1日付け農林水産省消費・安全局長通知）において修学資金の貸与対象とされた者 イ 獣医師免許取得後、産業動物獣医師及び家畜防疫員（本県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向

	<p>上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等という。）」として次に掲げる県内の団体等の診療施設に勤務するか、又は産業動物の疾病予防、治療若しくは家畜衛生に関する業務（以下「診療業務等」という。）に従事しようとする者</p> <p>① 熊本県農林水産部生産経営局畜産課、家畜保健衛生所、畜産研究所、草地畜産研究所、農業大学校</p> <p>② 熊本県経済農業協同組合連合会</p> <p>③ 熊本県畜産農業協同組合連合会</p> <p>④ 熊本県酪農業協同組合連合会</p> <p>⑤ 熊本県農業共済組合</p> <p>⑥ 熊本県畜産農業協同組合</p> <p>⑦ 農業協同組合</p> <p>⑧ その他診療業務等を行う診療施設</p> <p>ウ 畜産協会から獣医師確保修学資金の貸与を受けることができる者</p> <p>エ 修学資金の貸与を受けた期間の2分の3以上の期間、診療業務等に従事することができる者</p>
<p>②熊本県獣医師確保修学資金貸与事業（県単事業）</p>	<p>次のア、イ、ウ、エをすべて満たす者</p> <p>ア 獣医修学生である者</p> <p>イ 獣医師免許取得後、熊本県職員獣医師として熊本県に勤務しようとする者</p> <p>ウ 畜産協会から獣医師確保修学資金の貸与を受けることができる者</p> <p>エ 修学資金の貸与を受けた期間の2分の3以上の期間、熊本県の業務に従事することができる者</p>

2 貸与額及び貸与期間等

(1) 貸与額

修学資金の貸与基準額は、国公立大学に修学している者は、月額 100,000 円以内、私立大学に修学している者は、月額 120,000 円以内とする。

(2) 貸与期間

修学資金の貸与期間は、獣医師修学生と契約を締結した日の属する年度内とする。ただし、この事業が継続する限りにおいて、借用者が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

(3) 貸与方法

- ① 畜産協会は、修学資金の貸与を受ける者と、その者が第5の1に掲げる要件に該当することを確認のうえ、修学資金の貸与に関する契約を締結するも

のとする。

② 畜産協会は、①の契約に当たり、新規に修学資金の貸与を受ける者に対し、次のアからエの書類の提出を求めるものとする。なお、継続で修学資金の貸与を受ける者に対しては、次のオの書類の提出を求めるものとする。

ア 健康診断書

イ 戸籍謄本

ウ 前学年末における学業成績証明書、ただし、新規の大学入学者については、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年の学業成績証明書

エ 新規の大学入学者については、入学許可証の写し

オ 現学年の在学証明書

③ 畜産協会は、修学資金の貸与に関する契約を締結する場合には、次に掲げる事項を掲載した契約書を作成するものとする。

ア 修学資金の貸与額及びその他貸与の方法に関する事項

イ 契約の解除及び修学資金の貸与の休止等に関する事項

ウ 修学資金の返還及び返還の猶予に関する事項

エ その他修学資金の貸与に関し必要と認める事項

④ 畜産協会は、修学資金に関する契約を締結した場合には、契約書及び②のアからオの書類の写しを知事に提出するものとする。

3 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人（借用者と連帯して債務を負担する者をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、借用者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

4 貸与契約の変更事由

(1) 貸与契約の解除

畜産協会は、借用者が次の①から⑦のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

① 退学したとき。

② 獣医学を専攻しなくなったとき。

③ 心身の故障のために修学の見込みがなくなったと認められるとき。

④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

⑤ 学業成績または性行が著しく不良となったと認められるとき。

⑥ 死亡したとき。

⑦ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 貸与の休止

畜産協会は、借用者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該借用者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

また、借用者が留年したときも同様とする。

5 修学資金の返還

(1) 畜産協会は、借用者が次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、貸与した修学資金を返還させるものとし、別添により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を徴収するものとする。

① 第5の4（1）の規定（第5の4（1）の⑥の規定による場合を除く。）により、修学資金の貸与契約が解除されたとき。

② 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

③ 獣医師免許取得後1年以内又は第5の8に規定する返還の猶予の限度内に第5の1の表右欄に掲げる機関に就業しなかったとき。（就業を希望して、当該機関から採用されなかった場合も含む。）

④ 獣医師免許を取得後、第5の1の表右欄に掲げる機関に就業し、業務に従事した期間が修学資金貸与期間の2分の3の期間に満たなかったとき。

(2) 畜産協会は、借用者に返還請求を通知した日から6か月以内に返還金を返還させるものとし、返還請求を通知した旨を知事に報告するものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

(3) 畜産協会は、借用者が返還金を返還しなければならない日まで正当な理由がなくこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額の年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

(4) 畜産協会は、借用者から、全部又は一部の返還金の納付があった場合には、速やかに知事に対し、当該修学資金原資の県負担割合に応じて県に返還するものとする。

(5) 畜産協会は、借用者が、正当な理由がなく返還すべき金額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、速やかに知事に対し、返還金を修学資金原資の県負担割合に応じて県に納付するものとする。

6 修学資金の返還の免除等

(1) 畜産協会は、借用者が第5の1の表右欄に掲げる機関に獣医師として従事した期間が、修学資金貸与期間の2分の3の期間以上となったときは、返還

金の全部の返還を免除することができる。

(2) 畜産協会は、借用者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、第5の5(1)の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- ① 死亡、事故又は心身の故障のため、業務に従事することができなくなったとき。
- ② 就業予定先の産業動物診療施設等の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により業務に従事することができなくなったとき。

7 修学資金の返還免除に係る費用の一部負担

畜産協会は、熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業（国庫活用事業）により貸し付けた借用者が第5の1の表右欄に掲げるイ②～⑧に就業した場合、借用者が就業した診療施設等から貸与総額の4分の1の額を負担させ、借用者が就業した年度末までに、その額を県に一括して納付するものとする。

8 返還金の返還の猶予

畜産協会は、借用者が次の事由に該当するに至ったときは、第5の5の(1)の規定にかかわらず、3年を限度として((2)にあつては、当該事由が継続する間)返還金の返還を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、6の(1)に規定する第5の1の表右欄に掲げる機関に獣医師として従事した期間に算入しない。

- (1) 就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事した後、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により一時的に第5の1の表右欄に掲げる機関以外の業務に従事することになったとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により第5の1の表右欄に掲げる機関で獣医師としての業務に従事できないとき
- (3) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

9 借用者等に対する指導及び就業状況調査

(1) 借用者等に対する指導

畜産協会は、借用者、獣医系大学等関係者に対して事業の趣旨及び契約内容を十分に理解させるとともに、定期的に報告を求めるほか、必要な際に報告を求めるものとする。

(2) 就業状況調査

畜産協会は、借用者が就業予定先に就業した後、就業予定先に確実に就業していることを確認するため、定期的に借用者の就業状況の調査を行うほか、必要な際に就業状況の調査を行うものとする。なお、当該調査は、現地調査により事前に調査日等を関係者に通告することなく行うものとする。

10 報告

畜産協会は、借用者から契約に基づく修学資金の貸与期間の2分の3の返還免除期間満了の確認申請があった場合にはこれを確認し、当該申請者に返還免除期間満了確認書により通知するとともに、知事に報告するものとする。

11 貸与事業実施要領細則の策定

畜産協会は、第5の1から9までに掲げる事項及びその他の必要事項に関して貸与事業実施要領細則を定めるものとし、修学資金の貸与を受ける者に対する修学資金の貸与に当たっては、当該貸与事業実施要領細則に定めるところにより貸与契約を締結して行うものとする。なお、貸与事業実施要領細則を定めたときは、知事に報告するものとする。

第6 その他

- 1 要項第3条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別表に定める。
- 2 要項第6条及び要項第9条の事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。
 - (1) 獣医修学生との新たな貸与契約の締結による貸与者数の増加。
 - (2) 第5の4の(1)(2)の貸与契約の変更による貸与者数の減少。
 - (3) 事務費他の経費の増減。
- 3 県は、この事業の実施及び実績について必要に応じ、畜産協会に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。畜産協会は、この事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項について知事と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

別表

補助対象の事業名	事業の内容	補助対象経費	補助率又は補助金額	補助対象期間
①熊本県産業動物 獣医師修学資金貸 与事業 (国庫活用事業)	大学で獣医学を専攻している学生のうち、将来、熊本県農林水産部職員を含む県内の診療施設等において産業動物の診療業務等に従事することを志す学生を対象として、修学資金を貸与する。	○借用者に対して貸与する修学資金 ・国公立大学：月額10万円以内 ・私立大学：月額12万円以内	1 / 2	毎年度の4月1日から3月31日までとする。
②熊本県獣医師確保修学資金貸与事業(県単事業)	大学で獣医学を専攻している学生のうち、将来、熊本県の機関において獣医師の業務に従事することを志す学生を対象として、修学資金を貸与する。	○借用者に対して貸与する修学資金 ・国公立大学：月額10万円以内 ・私立大学：月額12万円以内 ○借用者、獣医系大学関係者等に対し、修学資金事業の普及、連絡調整・指導等に要する経費 賃借料・通信運搬費・消耗品・現地指導旅費・印刷製本費・発送配達費・技術指導費	10 / 10 定額（毎年度の熊本県予算により決定する。）	毎年度の4月1日から3月31日までとする。

実施要領第5の5の返還金（修学資金及び加算金）の計算方法

1 修学資金

$$\text{修学資金の貸与総額} \times \left[1 - \frac{\text{第5の1の表右欄に掲げる機関に就業した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数} \times 3 \div 2} \right]$$

(注) 第5の1の表右欄に掲げる機関に就業した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

2 加算金

(1) 貸与契約が解除されたとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得出来なかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(3) 獣医師免許を取得後1年以内又は第5の8に規定する返還の猶予の限度内に第5の1の表右欄に掲げる機関に就業しなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、第5の1の表右欄に掲げる機関に就業していない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(4) 獣医師免許取得後、第5の1の表右欄に掲げる機関に就業した期間が、修学資金貸与期間の2分の3の期間に満たなかったとき。

修学資金の貸与時ごとの金額に、貸与をした日の属する月の翌月から、修学資金の貸与が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{第5の1の表右欄に掲げる機関に就業した月数}}{\text{修学資金を貸与した月数} \times 3 \div 2} \right]$$

(注) 第5の1の表右欄に掲げる機関に就業した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。